

## さいたま市告示第1793号

### 道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月1日

さいたま市長 清水勇人

#### 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
K 第 3 7 号 線	さいたま市緑区原山四丁目 354番13地先 さいたま市緑区原山四丁目 259番地先	令和7年12月2日